

令和7年第4回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年4月10日(木) 午後1時30分から午後3時30分
- 2 場 所 菊池市中央公民館 大研修室
- 3 出席委員 1番/東 博己 2番/山内正春 3番/中山真由美 4番/佐々木英樹
5番/松岡 忠 6番/丸山利明 7番/吉野幸資 8番/横田 勇
9番/安武義徳 10番/徳永久美 12番/池田博之 13番/高山悦子
14番/木村克幸 15番/泉田加代子 16番/平山一浩 17番/牛島誠治郎
18番/永松治雄 19番/川口五月
- 4 欠席委員 11番/宮上眞一
- 5 事務局 (本 庁) 古田十咲、高野美由紀、清水登、岡島尚輝、近藤孝雄
(七城分室) 近藤健志
- 6 議 題 議案第1号 農用地所有適格法人設立届出について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第4条許可申請について
議案第4号 農地法第5条許可申請について
議案第5号 農用地利用集積促進等計画(案)について
議案第6号 あっせん申出について
- 報 告 ①土地改良届出について
②合意解約について

《 開 会 》

事務局長) こんにちは。ご着席をお願いいたします。

本日は、議席番号11番、宮上委員から欠席の届け出があっております。

本日は19名中の18名の出席をいただいておりますので、菊池市農業委員会会議規則第9条に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。それではただいまより令和7年第4回菊池市農業委員会会議を開会いたします。

議長につきましては会議規則第4条の規定に基づきまして、丸山会長をお願いいたしますので、議事の進行をよろしくお願いいたします。

まず初めに会長のご挨拶からお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会 長 それでは議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第 18 条に基づきまして、議席番号 10 番/徳永委員と議席番号 12 番/池田委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

《議案審議》

会 長 それでは、議案第 1 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第 1 号 農地所有適格法人設立届出について

事務局長) 議案第 1 号、農地所有適格法人設立届出について、ご説明をさせていただきます。議案書の 1 ページをお開きください。別紙の通り、農地所有適格法人設立届出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は 1 件となっております。2 ページ以降が、設立届出の内容になりますが、ここで申し訳ありませんけれども、一部訂正がございました。添付している資料は、届出時の資料となりますが、3 ページの、二つの表の中の農業への年間従事日数の 365 日と、それから次のページ 4 ページになります。同じく年間従事日数になりますが、360 については、審査する上で再度確認をいたしましたところ 300 日ということでございます。訂正のほどよろしくお願いいたします。なお、今回申請された株式会社奥村代表の奥村佳大氏は、菊池市において、田の方を 1 万 1435 平方メートル。畑を 9160 平方メートル。合計 2 万 595 平方メートルの農地を所有し、ゴボウ、里芋、水稻を作付されております。また、後ほど審議していただきます、農地法第 3 条による所有権移転の申請がっておりますが、法人として農地を所有するために、今回、農地所有適格法人設立届を出されたものでございます。本法人におきましては、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の四つの要件を満たしていることから、特に問題はないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ただいま農地所有適格法人設立届につきまして、事務局から説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

意見もないようですので、承認することにご異議のない委員は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条許可申請について

事務局 議案第2号、農地法第3条許可申請について、ご説明をさせていただきます。5ページをお願いいたします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転、12件、賃貸借権設定10件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局 今月の案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。1番です。6ページをお願いいたします。譲渡人、譲受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番、川口です。4月6日に現地調査を行いました。譲渡人はもう高齢で施設に入所されております。譲受人の方の住所は熊本市内ですが、実家は菊池の方にあり、そのほかにも、いくつか同じように、ここには栗を植えられますけど、栗を栽培していらっしゃると思いますので、特に問題はないかと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番川口です。4月8日に、ご本人さんと一緒に現地調査を行いました。親子間の申請ですね。この方が昨年定年を迎えられましたので、高齢のお父様に代わって、今度は自分が去年から頑張っておられます。ほとんどが栗を植えてありますけど、その中で、2枚ほど、5枚ぐらいのを1枚の田にしたりとかしてありますけど、2枚ほどは米を作って、後は栗が植えてありました。特に問題はないと思いますので、ご審議

よろしく申し上げます。

会 長 次に、3番をお願いいたします。

事務局 3番です。7ページをお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番川口です。4月7日に現地調査を行いました。ここは以前より譲受人の方が管理をされていまして、今回、譲渡人の方から買って欲しいということで、このような申請になりました。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 次に、4番と5番は交換案件ですので一括して説明をお願いいたします。

事務局 4番と5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 4番と5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番川口です。4月9日に、譲受人の方と一緒に現地調査を行いました。ここは自分のところだと思ってずっと譲渡人の方は梅を、譲受人の方は栗を植えて、そのまま管理されていましたが、地籍調査でそれが間違っていて、入れ違っていたということがわかりましたので、今回この申請になりました。そのまま、また利用されるそうですので、問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

会 長 次に、6番をお願いいたします。

事務局 6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目
現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 6番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17番牛島です。この件については、たまたまこの譲渡し人の方は、私と双いところになりまして、譲受人さんへの所有権移転ということで、売買契約が行われました。譲受人の方は、先ほど法人設立された方でありまして、ゴボウと里芋と米を作られるそうです。何も問題ないかと思しますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 次に、7番をお願いいたします。

事務局 7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 7番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7番の吉野です。土地につきましては、贈与ということで、4月4日の日に現地確認しましたところ、田植えしてありまして、その境目等がですね、もう1枚の田というような感じになっております。問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

会 長 次に、8番をお願いいたします。

事務局 8番です。8ページをお願いいたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 8番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

木村克幸委員 はい。14番の木村です。双方合意による所有権移転です。今回、農地ではメロンを作られるそうです。問題ないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

会 長 次に9番をお願いいたします。

事務局 9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 9番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

平山一浩委員 16番平山です。双方合意による所有権移転です。譲受人さんは、菊陽町の住所ですけども、牛の繁殖と普通作をやられてるものです。こちら栗を植えるそうです。

会 長 次に、10番をお願いいたします。

事務局 10番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 10 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

泉田加代子委員 15 番、泉田です。4 月 8 日に推進委員さんと現地確認に行きました。譲渡人が熊本市内に住んでいて、日頃からここ数年、耕作ができていない状態でしたので、地元の方が譲り受け、露地野菜を作ることになりました。特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長 10 番から 12 番までは、受人が一緒です。11 番と 12 番は、受人が一緒ですので一括して説明をお願いいたします。

事務局 10 番と 12 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 11 番と 12 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

泉田加代子委員 15 番、泉田です。先ほどの 10 番と同じく、譲渡人は熊本市内、12 番は合志市に住んでいて、日ごろの耕作が出来ていない状態でしたので、地元の方が譲り受けて、露地野菜をつくられるということで、とてもよいことだと思います。特に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長 次に、賃貸借権設定の 1 番について説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権設定の 1 番です。9 ページをお願いいたします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載の通りです。

会 長 1 番につきまして私の担当ですので意見を述べたいと思います。6 番の丸山です。譲渡人さんは農地持ち非農家というような方でして、譲受人さんは 1 人で頑張っておられる方で、何ら問題はないと思っております。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 次に、2 番をお願いいたします。

事務局 2 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 2 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7 番の吉野です。4 月 5 日、現地確認いたしまして、両方とも七城町の方で

ございますが、双方合意で5年間の管理ということでございます。問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長 次に3番と、4番は譲受人さんが一緒ですので、一括で説明をお願いいたします。

事務局 3番4番です。9ページ10ページをご覧ください。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 3番と4番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

山内正治委員 2番の山内です。4月8日に現地確認をいたしまして、お互いの要望により、賃借権の設定でございます。場所は高田民館から北東へ300メートル。西日本電子材料の道向かいになります。借受人方は農業をされて、水稻、野菜を作られておられるということでございます。もう1枚の方ですが、お互いの要望による賃借権の設定でございます。場所は高田区内の田でございます。今、アスパラガスを作られておりますけど、借受地には水稻を作られるということでございました。何ら問題はないと思っておりますので、皆様、ご審議よろしく申し上げます。

会 長 次に、5番をお願いいたします。

事務局 5番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 5番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

木村克幸委員 14番の木村です。お互いの要望による賃借権設定です。借受人は今回の農地では水稻を作られるそうです。問題ないと思っております。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 次に、6番をお願いいたします。

事務局 6番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 6番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

木村克幸委員 14番の木村です。お互いの要望による賃借権設定です。今回の農地では水稻を植えられるそうです。問題ないと思っております。皆様方の審議よろしく申し上げます。

会 長 次、7番をお願いいたします。

事務局 7番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 7番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

木村克幸委員 14番木村です。お互いの要望による貸借権設定です。借受人は今回の農地で飼料作物を作られるそうです。問題ないと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

会 長 次、8番をお願いいたします。

事務局 8番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 8番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

木村克幸委員 14番の木村です。お互いの要望による貸借権設定です。今回は麦を作られるそうです。問題ないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

会 長 次、9番をお願いいたします。

事務局 9番です。11ページお願いします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 9番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

平山一浩委員 16番、平山です。受人さんは、繁殖牛をやっておられて、この農地が隣に、牛舎があるところで、飼料作物をつくられるということです。

会 長 次、10番をお願いいたします。

事務局 貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 10番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

泉田加代子委員 15番、泉田です。4月5日に、推進員さんと現地確認に行ってきた。双方合意による賃借権の設定です。借受人は七城町にあるサウスウィンドという会社で、牧場を経営しています。飼料作物を作る予定です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長 次に使用賃借権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局 使用賃借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

山内正治委員 2番の山内です。ここはですね親子関係で、賃借権の交換になって、農業者年金の経営移譲年金の受給のための交換と思います。現在はイチゴを二つ、全部を作っておられましたので、何ら問題ないと思います。

会 長 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

高山悦子委員 13番の高山です。8ページの10番、11番、12番の備考欄が10a 50万、30万とあるが、同じ基準（10a）で金額が違うのは何かのミスですか？

会 長 事務局説明できますか。

事務局 先に書いております反あたり50万円、反あたり30万円というのが、正しくてですね、後ろの方が一筆あたりということになります。大変失礼しました。申請は反あたりいくらで出してあります。12番が高くなってありますが、確認いたしました。申請者の方がぜひ買いたいとの事で、この金額になっております。

高山悦子委員 8番、9番を見ると最初が筆となっている。同じ10aで数字が違うのはなぜかという質問なのですが、どっちがどっちか教えてもらえればいいのですが。

事務局 前の方が1筆あたりです。後ろの方が10aになります。申し訳ありません。

会 長 よろしいでしょうか。

安武義徳委員 9番の安武です。今の案件で、経営面積の方が全く入っていないので、この方は新規っていうとらえ方でよろしいのでしょうか。ちょっと書きぶりとして、分から

ないので。

会 長 事務局より説明をお願いいたします。

事務局 10番から12番の受人さんは、奥さんの実家の方で農地を持っておられて、こちらで長年されておられたということで、でもご自分の名義のものはなかったもので、ゼロということになっております。

会 長 よろしいですか。

安武義徳委員 新規扱いにはならないのでしょうか。

事務局 そうですね。世帯等で見ますので、そこの奥さんの実家のところの、で一緒にやっておられたということで、新規就農扱いにはなっておりません。

会 長 はいどうぞ

高山悦子委員 今回の回答からいくと世帯で見るとしたら、逆にその受人さんのところも世帯の面積を書いたりするんですかね。それと自分名義の土地がないっていうような方たちは何か借入れとかいうところで数字が上がってくるように思ってたんですけども、そこら辺の整合性がよくわからない。世帯で判断するなら、受人の方の世帯にも書かなきゃなんないんじゃないですかね。

事務局 はい、そうですねおっしゃる通りです。今回漏れておりまして、失礼しました。後でまた報告したいと思います。

会 長 関係機関にもお尋ねして、どういった記入をした方がいいのかということを確認した上でまた、来月でも報告していただくのと、今後こういったやり方、わかりやすいようなやり方があれば、そういったことで、していただくなと思いますので、よろしくをお願いいたします。他にはございませんか。

(質問・意見なし)

意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はいありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号農地法第4条許可申請について、ご説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は2件となっております。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 はい。それで1番について説明をお願いいたします。

事務局 はい。4月から担当します、清水です。着座にて説明させていただきます。まず、13ページの申請番号1番でございます。所在、それから番地、地目、面積、申請人の住所、氏名、転用の用途は、議案書の通りとなっております。では、続いてスクリーンをご覧ください。まず場所につきましては、菊池市役所から、南西へ約1,100メートルのところにあります。都市計画区内の用途区域の中にありますので、3種農地ということで、転用は可能と思われま。4月8日に現地調査を行いました、現地の状況につきましては、ご覧の通りの宅地の隣の田んぼというところになっております。以上です。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 はい。17番、牛島です。8日に丸山会長さんを初め、事務局と推進委員さんと私で現地調査を行いました。この方は国道325号線の北宮のところの宅地が用地買収のために建て替えを余儀なくされたということで、この土地に移られるそうです。ここは転用面積が1,141㎡でありまして、生活雑排水は下水道に放流、汚水も下水道に放流と雨水は浸透枳をつけるということでありました。何も問題ないかと思っておりますので、皆さんのご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 はい。2番です。所在地番、地目、面積、申請人の住所氏名、転用の目的、議案書の通りとなっております。それでは、スクリーンをご覧ください。申請地につきましては七城支所から北へ約1,100メートルのところにあります。一種農地の不許可の例外であります。存敷地の2分の1以内の拡張ということで、転用の方は可能かと思われま。すが、始末書がついております。始末書の方を読ませていただきます。上記物件は農地ではあります、駐車場にて利用したく、市道からの乗り入れ口、とこぼりをしていたところ、部落の人から、これは道路工事施工申請すべきという忠告がありまして工事を中断して、施工承認を申請する次第ですと。私の無知から、市当局や、近隣住民に多大なご迷惑をかけて申し訳ありませんでした。今後は十分に注意し、かかる事がなき様にいたします。という始末書がついております。場所につきましては、このように申請者

の住居の入口のところになります。現地はこのようになっているところです。以上です。

会 長 2番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

山内正治委員 2番山内です。4月8日に丸山会長さんと、事務局2名、霍田推進委員と私。それから家屋調査士の人が1名来られました。この霍田さんの所は、もともとの車の入口が軽自動車がようやく入るような道幅だったそうですので、今度、裏の方に駐車場を設けるということでございました。何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局、担当員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農地法第5条許可申請についてご説明をさせていただきます。14ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転10件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それでは所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局 それでは15ページをお願いいたします。所有権移転の1番です。所在、地番、地目、面積、申請人の住所、氏名、それから転用の目的、議案書の通りとなっております。それではスクリーンをご覧ください。場所につきましては市役所から西へ約800メートルのところにあります。場所といたしましては、都市計画の用途区域の中にある3種農地でございます。転用の方は、可能となっておりますが、ご覧の商業施設の隣の農地となっております。現地の方は、ご覧のような状況でございます。以上です。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員 5番松岡です。4月8日に現地確認しております。事務局と丸山会長、推進委員の方と現地確認に行つて参りました。申請地の北側になりますけど、そこにアパートがありまして、今度半導体の下請け業者の方の従業員の住むところになりますが、その駐車場が狭いということで、前の土地を買つて、駐車場にしたいということで、申請があつております。別に問題ないところでありまして、審議をよろしくお願いいたします。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 2番です。所在、地番、地目、面積、申請人の住所氏名、転用の目的は議案書の通りとなっております。スクリーンをご覧ください。今回の申請地は市役所から南西へ約2,900m、2.9kmのところにあります。場所は集落に続いている場所の田んぼでございます。よつて、1種農地の判断となりますけれどもその例外であります、集落接続ということで、転用が可能かと思われまふ。以上です。

会 長 2番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 はい。17番、牛島です。所有権移転ということで、ここは住宅8棟建てられるということでございます。転用面積は1,830㎡です。生活雑排水は、下水道本管に接続で放流ということなんです。汚水も、下水道本管に接続で放流ということなんです。雨水は道路側溝及び水路側溝へ排水。それから宅内浸透処理をするということでございます。何も問題ないかと思ひますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

会 長 次に、3番をお願いいたします。

事務局 それでは続いて3番です。所在、地番、地目、面積、申請者の氏名は、議案書の通りなんですけど、転用の中で面積につきまして、今回、共同住宅2棟のうち815㎡となっております。申請人の代理人からの連絡がございまして、この815というのが、床面積でございましたので、建築面積に訂正しますということでございましたので皆様方のご訂正をお願いいたします。面積の方が815ではなくて、418㎡。それから、その下の通路、転回スペースが変更になりまして1,370㎡となります。ご訂正の方、お願いいたします。

それでは、スクリーンをご覧ください。場所につきましては市役所から西へ約2,100m、2.1kmのところにあります。これも都市計画の用途区域の中にある農地でございまして3種農地ということで、転用の方は可能かと思われまふ。現地は住宅地の中にある農地で、このような状況となっております。以上です。

会 長 3番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 はい。17番、牛島です。ここは所有権移転ということで、アパート8戸、木造二階建て2棟でございます。転用面積は2,138㎡でございます。生活雑排水は公共下水道に接続、汚水も公共下水道に接続。雨水は浸透枳を設置するということでございます。何も問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 次に、4番をお願いいたします。

事務局 はい。16ページをお願いいたします。4番です。所在地番、地目、面積、申請人の住所氏名、それから転用の目的につきましては、議案書の通りとなっております。スクリーンをご覧ください。場所につきましては、七城支所から北へ約500mのところにあります。集落の中に接続しております。1種農地になりますけれども、農業用施設ということで、転用の方は可能かと思われれます。ただ、始末書がついておりますので、始末書を読ませていただきます。申請人よりです。下記の土地は農地であります、農業用施設敷地として、無断転用しております。このような状況になっておりますが、農地法に対する認識不足があったため、事前に事業を着手してしまいました。今後はこのようなことがないように注意し、農地法を遵守いたしますので、今回の農地法の申請につきまして、ご審議のほどよろしくお申し上げます。という、始末書がついております。以上です。

会 長 4番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員 10番の徳永です。譲受人は、七城町で、米、麦、大豆を経営されており、規模拡大に伴い、農業用機械及び農業用資材が増えて手狭になってきたこと、また、申請地が自宅の隣接地ということもあり、便利性がよいということで今回の申請になります。給排水計画については、給水は不要です。敷地内の雨水は自然浸透による処理になってます。事務局の方から始末書の話もあっていますが、譲受人さんがちょうど現地調査の時にいらしてましたので、厳しく指導をしております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 次に、5番をお願いいたします。

事務局 はい。5番です。所在、地番、地目面積、申請人の住所氏名、それから転用の目的、議案書の通りとなっております。それではスクリーンの方でご説明いたします。場所につきましては七城支所から、東へ約700mのところになります。建物、既存の店舗がございますが、その既存の建物の敷地面積の2分の1を超えない拡張ということで1種農

地ではございますが、例外に、該当いたしますので、転用の方は可能かと思われま
す。以上です。

会 長 5番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

池田博之委員 はい。12番池田です。4月8日に丸山会長さん、事務局、推進委員さんと
現地確認をいたしました。譲受人は、株式会社中九州クボタです。七城町は農地の数が
多く、稲作を中心とした農業が盛んな地域であり、農機の需要も増加している状況にあ
ります。申請地は今の営業所に隣接しており、県道にも面していることから非常に適し
た場所であると判断し、今回の申請になっております。給排水計画については、給水は
既存の施設からの利用で、敷地内の雨水は浸透枡による処理になっております。皆様
のご審議をお願いいたします。

会 長 次に、6番をお願いいたします。

事務局 それでは続いて6番です。所在、地番、地目、面積、申請者の住所氏名、それか
ら転用の目的は、議案書の通りとなっております。場所につきましてはスクリーンをご
覧ください。旭志支所から、南西へ約2,800m、2.8キロで農協のJAの本所のパシオン
の道向かいという位置になっております。農地の区分としましては、10ha以上の広がり
の無い、2種農地という、農地区分になりますので、転用の方は可能かと思われま
す。以上です。

会 長 6番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

平山一浩委員 16番、平山です。工場製品用倉庫用地として取得するとのこと
です。

この譲受人さんが会社の代表をしております。水研というのが、道の駅の裏側に新設さ
れまして、そこで塩ビとか半導体関連の製品を製造している会社でございます。それで
半導体関係の製品というのは、野ざらしはまずアウトということで、すべて倉庫内に収
納が必要ということで、この用地を取得して倉庫を立てて、そこで保管するというよう
なことでございます。

給水は井戸を掘削して、生活雑排水は合併浄化槽を設置して、県道の方に、放流するとい
うことです。雨水は浸透枡2ヶ所を設置するというところでございます。以上です。

会 長 次に、7番をお願いいたします。

事務局 それでは議案書17ページになります。7番です。所在、地番、地目、面積、申請
者の住所氏名、転用の目的は議案書の通りとなっております。場所につきましては、ス
クリーンをご覧ください。泗水支所から北東へ2.1kmでございます。農地区分といたし
ましては、上下水道が敷設してある道路に面してございまして、それから半径500メート

ル以内に二つ以上の教育施設ということで、今回赤い丸は半径 380m ぐらいですので、菊池農業高校とそれから富原保育園が 500m 以内にあるということでござい。ですので、3 種農地という、農地区分になります。転用の方は可能かと考えております。以上です。

会 長 7 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4 番佐々木です。申請地は建築条件付の販売予定地で、8 区画分けるそうです。給水は市、排水、汚水の方は市の施設を使用するとのこと。それと雨水は地下浸透ということですが、周辺が住宅地が増えているものですから、会長さんからも指摘がありまして、なるべくは排水の方には流さないようにということで注意しております。問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長 次に、8 番をお願いいたします。

事務局 はい。続いて 8 番です。所在、地番、地目、面積、それから申請者の住所氏名、転用の目的は、議案書の通りとなっております。スクリーンの方をご覧ください。農地につきましては、泗水支所から北へ約 1,500m のところにあります。農地としては、10ha 以上の広がりがない 2 種農地となります。ここにつきましては、現地このようになっておりまして、始末書が添付しておりますので、これも始末書の方でお読みいたします。「上記土地が荒廃した状況となった顛末は、周囲地に対して低い農地だったため畑の土を入れて耕作しておりましたが、申請者の所有者ですね、歳も歳ですので当該地において農業を続けるのが難しくなっておりました。その間に雑草が茂り、見た目が悪くなってきたため、その場しのぎとは思いつつ、知人に土をかぶせて盛ってもらいました。その後、知らない方が土を入れていることは知っていましたが、対応も煩わしかったので、放置していたところ、現在の状況になった次第です。この状況等をどうにかしなくてはならないと考えていたところ、先日、今の状況で土地を買いたいという方が現れましたので、今般の農地転用、申請を行うこととなった次第です。私の配慮が足りず、この状態になったことは私の不徳のいたすところで、関係者の方々へ、大変申し訳ない次第です。今更ですが何卒良きお取り計らいのほどお願い申し上げます。」という顛末書がついております。以上です。

会 長 8 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4 番佐々木です。この土地は、隣に老人ホーム等がありますが、その以前にスーパーがありました。その時に地上げをして、ここだけが特にくぼみの状態になってしまって水がたまるようになりまして、農地としてちょっと使えないということで地上げしようと思われましたが、なかなか面積も広いついていうことで、はかどらんかったということでした。そのうちにそういう産廃みたいなのも置いてあるということ

で、苦慮されてたようです。この土地はちょっと面積が広いものですから、県の審査も受ける必要があるということです。産廃の方に関しては、20日までには、撤去をさせるということで、確認取っております。今のところ異常はないかと思えます。

会 長 次に、9番をお願いいたします。

事務局 はい。それでは9番です所在、地番、地目、面積、申請者の住所氏名、転用の目的につきましては、議案書の通りでございます。場所につきましてはスクリーンをご覧ください。泗水支所から北西へ約3キロの場所になっております。このような状況で集落に接した状況の農地でございます。間が一つだけ宅地、三角の下のところ、ここが一部宅地になっておりますが上下二つの図が申請されているところでございます。農地区分といたしましては、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、集落に接続しておりますので1種農地の例外ということで、転用の方は可能かと思われます。以上です。

会 長 9番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

泉田加代子委員 15番、泉田です。4月8日に丸山会長はじめ推進委員、事務局、設計会社の方と、現地確認に行つて来ました。建築条件付売買。12画を造成するための農地転用の申請です。1月に近隣住民に説明会を行つており、特に反対意見はなかったとのことです。前面道路内の水道管の給水能力が不足するため、新たに水道管を新設し、各戸に引き込みます。生活雑排水、汚水は公共下水道に排水、雨水は各宅地に浸透枳を設置し、浸透枳のオーバーフロー分を市の側溝へ排水となります。丸山会長からオーバーフロー分は、実際、大雨が降つてみないとわからないなどの心配があるとの意見が出されましたが、地元区長の同意を得ていることや、設計事務所が最大限努力するという説明がありました。それ以外は特に問題はないと思えます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長 次に、10番をお願いいたします。

事務局 それでは10番です。所在、地番、面積、申請人の住所氏名、それから転用の目的につきましては、議案書の通りとなっております。場所につきましてはスクリーンをご覧ください。泗水支所から西へ約3,200m、3.2kmの場所になります。申請地につきましては10ヘクタール以上の広がりがありますがけれども、施設の道向かいになりますけれども、向こうの方に施設が現状ありますけれども、施設、既存施設の2分の1を超えない拡張ということで転用の方は可能かと考えております。以上です。

会 長 10番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

泉田加代子委員 15番、泉田です。4月8日に現地確認に行つて来ました。社会福祉法人

友朋会サニーサイドのグラウンドとしての転用申請です。トイレ、砂場、運動場、駐車場外周フェンス、ベンチを設置します。水道は菊池市水道施設に接続、生活雑排水、汚水は市の集落排水、下水道へ。雨水は自然浸透、オーバーフロー分が1ヶ所に集め、集水枡で浸透、さらに超えた場合は水路に放流します。特に問題はないと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局、各担当員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ね、又はご意見等ございましたらお受けいたします。ちょっと私の方で事務局にお尋ねしますと、今回の申請の中で、雨水あたりのオーバーフロー分について、前担当者さんからオーバーフロー分については、既存の側溝に放流するというような書き方をやってくださいというような、業者さんからの、お話がありましたが、なぜ私がこうこだわるかというと、以前までは、土木課は絶対、オーバーフロー分についても、一応宅内処理の方をしっかりとやってくださいということで、そういった文言を書くようなことの指導は全く受け付けないような状況でした。そういったことも、今後はオーバーフロー分については、既存の側溝に流してもう土木課との協議もある程度できてるというような理解でよろしいんですかね。

事務局 はい。想定以上の雨が降った場合につきましては、衝立を立てて、中で水を貯めるかということではできませんので、今回も会長の方からもご指摘は強くあっておりまして、宅内処理をしっかりとくれとか、或いはアスファルト舗装だったら浸透性の舗装というのがございますので、そちらにしてはどうかというご提案もあつたんですが、いかんせん透水性のアスファルト舗装というのは、なかなか耐用年数が短いということで、今回、申し上げられましたんで、その分についてはしっかりと宅内で浸透枡の処理をしてくださいということ、今回、何ヶ所か申し上げております。予想以上に降った場合のオーバーフローについては、致し方なしというところになっております。市道とかの側溝の断面、大きさというのは、降る面積によってその大きさを決めておりますけども、もう道路ができ上がって、かなり経った後で住宅が増えてきているような状況に今ありますので、できる限りの宅内処理、それからオーバー分については致し方なしという建設部の方もですね、そこは認めているところであります。

会 長 はい。ありがとうございます。皆さんの方でお尋ねはございませんか。

(質問・意見なし)

意見もないようですので、許可相当にご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので許可相当に決定をいたします。

次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号農用地利用集積等促進計画案について、ご説明をさせていただきます。18ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画案につきまして、菊地市長から意見が求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

19ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表案です。今月の利用権設定は、農地中間管理事業の賃貸借権設定が47件、使用貸借権設定が1件となっております。所有権移転はありませんでした。

会長 それでは利用権設定が、議案書に載っておりますので、しばらく時間をとりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

(資 料 確 認)

それでは、確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

山内正治委員 2番の山内でございます。20ページ、21ページでございます。この10a当たりの値段ですが、1万1239円と端数が全部出てますけど、どうしてこのような数字になっているのですか？

会長 事務局、お願いいたします。

事務局 21ページの4番ですね、全部でいくらという形になっておりまして、契約書に、出ていた10アール当たり賃料をこちらに記載しておる形になっております。

会長 全部でいくらになってますか。

事務局 8筆全部で7万5000円になっております。

山内正治委員 21ページの4番ですか。

事務局 はい。

山内正治委員 じゃあ下の方もずっと端数が出てますけど、6番、7番までですね。

事務局 はい。そうですね。ちょっとわかりにくいと思いますので、次回からは全部の場合ですね、そのような記載を、備考欄にでも入れておくようにしたいと思います。

会 長 よろしいですか。

山内正治委員 はい。

会 長 他にはございませんか。意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

はいありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第6号、あっせん申し出についてご説明をさせていただきます。39ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんの申し出が別紙のとおりありましたので、審議の上、その可否を決定していただき、併せまして、あっせん委員を指名していただくものでございます。今回の案件は借受1件となっております。40ページをお開きください。借受希望のあっせん申出書でございます。詳細につきましては、申出書に記載のとおりでございます。また、あっせん委員につきましては、借受希望が泗水町の吉富の方でもございますので、佐々木委員と東雅美推進委員にお願いしたいと考えております。ただ希望地が、泗水町と七城町の全域ということでもございますので、泗水と七城の委員の皆様にもご協力をお願いできればと思っております。以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 ただいま発生申し出につきまして事務局より説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ね又はご意見等ございましたらお受けいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

意見もありませんので、ただいま事務局より説明がありましたように、あっせん委員には、佐々木委員と東推進委員、また七城、泗水の各委員の皆さん方にはご協力のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 続きまして追加議案第1号、農業委員の辞任の同意について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。お手元の追加議案の資料をご覧ください。A4の1枚となっております。

今回、3月31日付で宮上眞一委員から辞任届が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項に基づき、農業委員会の同意を求めるものでございます。宮上眞一委員は、ご家族の介護が必要になったため、農業委員の職務が果たせないと判断されて、辞任を決意されたものでございます。以上で説明を終わりますよろしくお願いたします。

会 長 ただいま農業委員の辞任について事務局から説明がございましたが、何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

委 員 後任については、どうなりますか。

事務局 はい。今後の任命の流れといたしましては、本日農業委員会の同意を得まして、公募を行いまして、評価委員会を経た後、議会の同意を得た上で、市長の任命という流れになります。期間といたしましては、議会の上程を6月に行いたいと思っておりますので、最終的に8月ごろの就任になるものと考えております。以上でございます。

会 長 よろしいですか。

委 員 はい。

会 長 他にはございませんか。はいどうぞ。

高山悦子委員 13番の高山ですが、これ農業委員会の同意を求めるといというのは、何でなんでしょうかね。例えば同意しないとされたら困るような案件もあると思いますけど。

会 長 事務局から説明をお願いいたします。

事務局 この委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律の第13条にございまして、正当な理由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を経て、委員を辞任することができるというふうになっておりますので今回、お願いするものでございます。

高山悦子委員 13番の高山ですが、それは分かるのですが。私たちは選任しました訳ではないと思うんですけど。選任したんですかね。選任過程と辞める時って、だいたいパラレルな感じがするんですけど、例えばここで同意しませんっていうようなことになったり、非常に困るようなケースもあると思うんですけども、意味がよくわからない。13条第1項に書いてあったのは、ここに書いてあるので分かるのですが。私たち、同意しませんと思って言ったらですね… ちょっと内容がはっきりしないような気がして、私たちがあくまで判断するんですか。

会 長 事務局、高山委員の質疑に答えられますか。

事務局 はい。そうですね。

確かに言われると、任命する時の流れっていうのが、ありますのでそれと違うような感じが致しますけど、農業委員さんというのは地方公務員という立場でもございますので、やはりその辺は勝手にやめるという言い方はいけません、ちゃんと手続きを経て、辞任をしていただくというような形になっており、その制度の法律があるのかなというふうに思っています。

会 長 はい。質問をどうぞ。

佐々木英樹委員 4番佐々木です。同意っていうもう結局は、辞められるっていうことは、何ヶ月間は、他の委員さんに負担がかかるわけで。その同意という意味はないのですか。

事務局 あくまでも辞められるの正当な事由というその辺もあるかと思えますけども、その辺の同意というような形になるかなと思います。

会 長 ちょっと私の方で、個人的な話をしますけど、前回ですね、農業委員に立候補されて、立候補した時に、たまたま亡くなられたケースが1件ありました。そのときにもこういった形を取ったことがなかったものですから、この時は結局は公募されて、議会も私達と別個の方で話が進んでいで、承認されてから、今回この方が決まりましたというような感じで受け取りました。今日午前中に局長の方から、こういった追加議案で審議してもらわなくては困るというようなことで、連絡があったもんですから、県の坂口次長の方に電話を入れて、何でこういった辞める人に賛同して辞めさせるようなことも、なぜ私たちが、こういう事をしないとイケないのですかということで、お話をしたところ、非常に答弁に困ったのも事実で、一応法律上、こういったことになっておりますっていうことでした。あと、同意ができなかった時には、やめるっていう人はどうなるんですかという厳しい事も言いましたけど、言われるように、こういった事例があまりないものだからですね、だから、私達も結局選任されとる方だからですね、市長の方から、前局長あたりも、ここの同意は全く考えず、もう市長には何か上げてやっているようなことで、ちょっと話は聞いております。そういったことでよろしいですか。

委 員 お尋ねですが、今までですね、泗水の農業委員で宮上さんと一緒に、あと宮上さん以外に3人いるんですけど、宮上さんが今までも、現地調査とか、ここの説明にできないときに、3人のどなたかをお願いして、受けていたわけですけども、8月ごろ、次の方の就任ならばその間も誰か、どなたからお願いされるんですか。

事務局 すいません。

どなたかというふうな事は、こちらから言えないところもありますが、どなたかが行っ

ていただくような形になります。順調にいきますと8月までになるかと思っておりますけれど、それまでは、お願いしたいと思っております。

会 長 その件については、前局長とも話をした中で、やはりその3人で担当地区の委員さんのところに行った場合ですね。問題のある案件が出てきた時に、本当にそこに行つて、そういった問題のあるような案件を、果たしてその委員さんがここで発言のできるかということ非常に懸念しておりました。そうした中で私はもうずっと言ってるのが、推進委員さん、この方は、私達農業委員よりも地元に対して強いんですよ権限が、だから予算があるとかないとかじゃなくして、やはり、そういった案件があるときには、もうそろそろ菊池市も、推進委員さんあたりが出てきて、自分のところの担当の発言をされて、私たち農業委員はそれに対して、決定する権利を持っておりますので、そういった流れを持っていかないと、農業委員さんはここにきて両方しなければならない。非常に厳しい立場になりますので、そういったことで、推進委員さんあたりをもそろそろ活用して、発言していただくような体制もとっていかなければならないと私は思っておりますのでそのあたりもまた、考えて頂くならと思っております。

会 長 それでは、差し当たって追加議案、農業委員さんの辞任についての同意は出てますので、それぞれのお考えで結構ですので、採決はとります。農業委員の同意について、ご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 全員挙手ですので同意することに決定いたします。次に報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告は土地改良届出についてと、合意解約についてでございます。

41 ページをお開きください。本報告案件は、土地改良届出についてと合意解約についてになります。まず、土地改良届出についてですが、資料は42 ページから47 ページになります。6件の届出がっております。内容については、記載の通りでございます。次に合意解約についてになります。資料は48 ページから50 ページになります。今回農地法第18条の規定による合意解約通知が9件っております。以上簡単でございますが、報告関係の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

会 長 ただいま事務局より報告案件につきまして、説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

意見もないようですので以上の通り報告とさせていただきます。本日予定しました議案

すべて終了しましたが、その他で何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

会 長 はい。どうぞ

安武義徳委員 9番安武です。お願いなんですけど、前回あっせん委員ということで、お受けいたしました。それには、地番とか字とか全部書いてありました。ところが、場所がどこかわからなかったものですから次の日、市の支所の方へ行ってお尋ねいたしましたところ、字図を取得するのにお金がかかるという風なご指摘をいただきましたので、何かルール化をしていただくと、私もすっきりするもので、画面だけ見てですね、一応大きい土地なんだということで、お伝えをしたところでありますけれども、今回の案件は、その地番とかは出てませんけども、貸したいというようなものは、きちっと字図の方もつけていただければ、場所もわかるかなと思って、そのお願いです。

会 長 ただ今の質問に対しまして、事務局より意見をお願いいたします。

事務局 はい。おっしゃったようにですね、地番がでている場合は、今度から地図や台帳とか航空写真をつけたいと思います。

会 長 他にはございませんか。

今回、佐々木委員のところ、あっせんが上がってますけど、そういった図を、今回つけてもらった方がいいですか。

佐々木英樹委員 そうですね。ちょっと範囲が広いので、そうした対応にして頂かないと、ちょっと私たちは、分からないですね。

事務局 字図も航空写真の写真じゃなくて、字図だけの分もありますので、その両方を準備して、お願いしたいと思います。

会 長 今回のように、どこどこの全体って言ってきた場合に、どのあたりを借りたいのか意向までお尋ねして頂いておくと、だいぶ助かるのではなからうかと思えますけど。

委 員 その件に関して、今回、広範囲にしてあるのでですね、その中にもやっぱり他にも借りたい方がおられます。その中で、農業委員会だけで、その方にあっせんするというのは、なかなか難しいのではと思います。だから、みんな農業委員会の方々が宮村さんの方にあっせんを持ってくるということは、どうなのかなとは思いますが。以上です。

事務局 はい。私どもも今回受けて、あっせん委員さんを決める時に、もう全体なので、まずは地元の方とかがもう先にここを借りたいという方もいらっしゃるし、まず地元の方に当たっていただいて、それで、無ければ、範囲を広げて、こういった方もいら

っしゃるということをですね、ご案内できればとは思っておりますで、最初から全部のところ、いきなり言うのではなくてですね、今回の全域って言われたときに、誰が対応するのかというのをやっぱり私どもも考えましたので、こういう方がいらっしゃるということで、農地がどうしても見つからない場合にご案内すればという風に、事務局では考えているところです。以上です。

会 長 はい。どうぞ

委 員 閲覧とか、要はどうゆう要望が上がっているとか、それはどこを見ればわかるんでしょうか。ホームページに載っているとか、閲覧がどこかにあるとか、何かあるんでしょうか。

事務局 ホームページにはまず記載をしております。閲覧があるのは本庁の方ですね。本庁の方では保存しておりますが、これはまた支所の方にでも、今回お渡しして、支所でも見られるようにと。ホームページで上げた場合は、いろんな状況が今あっておまして、いろんな方がですね、見て買いたいと、新規就農で。あんまりここでは詳しくは言われませんが。

委 員 それでですね、出来ますならば、ルールを作って頂きますと、農業委員や推進委員がこういう取り組みをいつまで、こんな風にやるんだとか、何かマニュアルじゃないけども、なんかそういうのを簡単にフロー図か何か作っていただいて、そして、こんな風にやって農地を活性化させて行くんだ。何かそのような取り組みをみんなで行ければいいのかなと思いました。何か事務局の方で案を考えて頂けないでしょうか。

会 長 分かりました。事務局の方で、今のような取り計らいをお願いいたします。

委 員 これは農業公社にお願いできないでしょうか。農業公社の方がいろんな情報を…

事務局 農業公社は作られる所しか確か受けないです。荒れている所を、とにかく頼んだら探してくれるんでしょうっていうお客様がおいでになるんですけど、つくりやすい所はだいたいもう決まっている。それよりもやっぱり地元でこうやって聞かれた方が、地元の方もご相談がありますのでですね、これ流していいですかというふうにしてお伝えをしていく様にしたいと思います。

会 長 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長 他に意見もないようですので、これで、令和7年第4回農業委員会総会を閉会し

ます。皆さん、ご起立お願いします。お疲れ様でした。

菊池市農業委員会会議規則第 18 条第 1 項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩